

国内の労働安全衛生

- これから -

[化学物質のリスク評価について]

◆ 化学物質による労働者の健康障害防止が基本

- 化学物質への労働者のばく露を低く抑える必要がある
- 全ての(広い)化学物質、全ての作業場で

◆ 行政

- 多種の化学物質につき「ばく露限界値」を明示してはどうか、
- 且つ、「労働者のばく露をばく露限界値以下にすること(*A)」を法で規定してはどうか
- *Aのためのガイド(評価手法やツール)、および人材育成支援も必要

◆ 企業・事業場

- *Aの規定により、「主体・自律的発想(リスクに基づく判断)への転換が促される